

1 運用指針の構成と役割

(1) 本書の構成

本書は、三郷市景観計画に基づいて図解等を用いて解説を行うもので、次に示す「景観計画の区域」から「算定基準と解説」、そして「参考資料」までの構成で解説を行います。各項目はページの見出しに対応しています。

1 運用指針の構成と役割

- 本運用指針の構成と役割を示します。

2 景観計画の区域

- 届出を行う対象地が、どの区域に属するかが図上でわかるように色分けにより示します。

3 届出の対象行為・手続きと解説

- 届出の対象行為を、景観計画区域とその区域内の重点地区に区分して解説します。
- 届出等の手続きは、事前協議と届出、完了報告の段階に分けて解説します。

4 景観形成基準と解説

- 対象行為について、景観形成基準の共通基準と個別基準の図解を行います。

5 色彩基準と解説

- 景観計画区域と重点地区に分けてそれぞれの色彩基準の図解を行います。

6 算定基準と解説

- 届出等における「色彩の基調色及び強調色」と「外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」の面積算定の考え方を図解します。

7 参考資料

- 景観形成基準の事例写真等を掲載します。

(2) 役割

本運用指針は、事業者（設計者等を含む）が建築物等の届出等や良好な景観整備等を行うにあたり、景観計画の方針や基準等を適正に理解し、実行していただくことを目的として作成しており、次のような役割を担っております。

役割

- 基本目標や景観形成基準についての細目の手引き
- 行政の誘導・指導等を行うための手引き
- 届出の要不要にかかわらず、良好な景観形成を行うための手引き

